

遺族基礎年金支給対象からの父子家庭の除外と憲法 14 条・25 条

【文 献 種 別】 判決／最高裁判所第三小法廷

【裁判年月日】 平成 30 年 9 月 25 日

【事 件 番 号】 平成 30 年（行ツ）第 70 号

【事 件 名】 遺族基礎年金不支給処分取消等請求事件

【裁 判 結 果】 棄却

【参 照 法 令】 国民年金法 37 条・37 条の 2（平成 24 年法律第 62 号による改正前）、日本国憲法 14 条・25 条

【掲 載 誌】 判例集未登載

LEX/DB 文献番号 25561677

事実の概要

X は、2013（平成 25）年 12 月に国民年金の被保険者であった妻が死亡したため、翌 2014（平成 26）年 4 月に処分行政庁である厚生労働大臣に対し遺族基礎年金の裁定請求をしたところ、国民年金法（平成 24 年法律 62 号による改正前のもの。以下、「旧法」という）37 条及び 37 条の 2（以下、旧法 37 条及び 37 条の 2 を併せて「本件規定」という）が支給要件として定める遺族基礎年金を受けられる遺族（妻又は子）に該当しないとして、これを支給しない旨の却下決定がなされた。そこで X は国に対し、本件規定は憲法 14 条 1 項に違反し無効であるから合憲的で合理的な解釈をすべきところ、これをしないまま本件規定を適用した本件不支給決定は違法であるなどと主張し、同決定の取消し並びに国家賠償を求めて出訴した。一審（津地判平 29・6・15 賃社 1703 号 23 頁）は「母子家庭とは異なり一般的に稼得能力の大幅な喪失が生じない父子家庭を遺族基礎年金の支給対象から除外したことには合理的な理由がある」として請求を棄却し、控訴審（名古屋高判平 29・12・1 公刊物未登載、LEX/DB25561617）も原審の判断を支持したため、X が上告した。

判決の要旨

「国民年金法（平成 24 年法律第 62 号による改正前のもの）37 条及び 37 条の 2 の各規定のうち遺族基礎年金を受けることができる者を被保険者又は被保険者であった者の妻又は子とする部

分が憲法 25 条、14 条に違反するものでないことは、最高裁昭和 37 年（オ）第 1472 号同 39 年 5 月 27 日大法廷判決・民集 18 卷 4 号 676 頁、最高裁昭和 51 年（行ツ）第 30 号同 57 年 7 月 7 日大法廷判決・民集 36 卷 7 号 1235 頁の趣旨に徴して明らかである。論旨は採用することができない。」

判例の解説**一 本判決の位置づけ**

遺族基礎年金は、国民年金法の成立時（1959〔昭和 34〕年）に創設された母子年金、遺児年金等を 1985（昭和 60）年に統合して作られたものであり¹⁾、国民年金の被保険者等が死亡した場合に、死亡者によって生計を維持されていた一定の遺族に支給される。本件規定によれば、遺族基礎年金を受給できる者そして遺族の範囲のいずれも、被保険者または被保険者であった者の「妻又は子」に限定され、妻に対する遺族基礎年金は 18 歳未満の子（障害等級 1 級・2 級の子の場合は 20 歳未満）と生計を同じくする場合のみに支給されるものとされた。そのため、同年金には母子家庭には支給され、父子家庭にはされないという取扱いの違いが生じ、本件規定の憲法 14 条 1 項適合性が問題となっていた。

なお、本件規定において「妻」と定められていた部分は、2012（平成 24）年に「配偶者」に改められているが、こうした動きは、労災保険制度の障害等級表における男女差の是正²⁾や、母子家庭に限られていた児童扶養手当支給対象への父子家庭の包摂（平成 22 年法律 40 号）など、社会

保障制度における男性の不利な取扱いを是正する近年の潮流と軌を一にする（本件ではXの妻が改正規定の施行〔平成26年4月1日〕前に死亡したため旧法が適用された）。その一方で遺族給付の中には、妻にしか支給されない寡婦年金のほか、夫のみに年齢要件を課す遺族厚生年金や地方公務員災害補償法（以下、「地公災法」という）及び労働者災害補償保険法上の遺族補償年金など、性別による別異の取扱いがなお残存している。本件を含めこうした取扱いは、外形的には給付における男性の不利益が問題となるが、より根本的には当該取扱いの原因としての女性へのネガティブな評価が問われるという特徴をもつ。本件規定については、先行する別事件の判決（東京地判平25・3・26公刊物未登載、LEX/DB25511386及びその控訴審である東京高判平25・10・2公刊物未登載³⁾）と本件の下級審判決において一貫して憲法14条1項違反の主張が退けられ、前出の地公災法上の遺族補償年金における年齢要件についても最高裁が同様に違憲性を否定する判断を示していたところ（最判平29・3・21集民255号55頁、判時2341号65頁。以下、「遺族補償年金判決」という）、本判決もこれに続く合憲判断となった。

二 違憲審査基準

遺族補償年金判決で争われた地公災法上の遺族補償年金については、その社会保障制度たる性格に加え、それが併せもつ損害賠償制度的性格をどう評価するかが問題となり、後者を強調すれば堀木訴訟判決（最大判昭57・7・7民集36巻7号1235頁）の枠組みから離れうるとみる余地があった（遺族補償年金判決一審〔大阪地判平25・11・25判時2216号122頁〕参照）。これに対し、本判決で争われた国民年金制度が「憲法25条2項の趣旨を実現するために設けられた」（国民年金法1条）社会保障制度であることに争いはない。そこで本件一審判決及びこれを補正しながら引用する原審は、遺族補償年金を「基本的に社会保障制度の性格を有するもの」と位置づけた遺族補償年金判決の原審（大阪高判平27・6・19判時2280号21頁）における違憲審査基準をほぼそのまま採用していた。本判決の原審によればそれは、25条の具体化立法における広い立法裁量を前提に、「社会保障制度を設けるに当たり、社会保障給付の必要性の有無・程度に関し性別による事実上の差異が存

する場合に」、「上記差異に応じて受給権者の範囲や支給要件等について何らかの区別を設ける立法措置を講じるか否か、講じるとして具体的にどのような立法措置を講じるかの選択決定」も「立法府の広い裁量に委ねられ」、設けられた区別が「著しく合理性を欠き、何ら合理的理由のない不当な差別的取扱い」であれば憲法14条1項違反になるとするものである。本件を性別による区別とみる原告が、再婚禁止期間違憲判決（最大判平27・12・16民集69巻8号2427頁）を引いて求めている、「区別が合理的な根拠に基づく」か否かという基準による判断は明確に否定されている。

これに対し本判決は、待命処分事件判決（最大判昭39・5・27民集18巻4号676頁）と堀木訴訟判決の「趣旨に徴して」、簡単に本件規定の違憲性を否定する。そこでは結論に至る判断枠組みも論証過程も明らかでなく、先行判例とも考えられた遺族補償年金判決への参照もみられない。遺族補償年金判決は、その原審が堀木訴訟判決の14条1項適合性判断の基準である「なんら合理性のない不当な差別的取扱」の前に付加していた、「著しく合理性を欠き、」という表現を用いておらず、区別について合理的な理由の有無を基準に判断したとみられる。したがって最高裁では堀木訴訟の判断枠組みが維持されたとみることができ⁴⁾、本判決でも、14条1項にかかる部分については、前示の原審における遺族補償年金判決原審をなぞった枠組みは採られていないと解するのが整合的であろう。

なお、「著しく合理性を欠く」か否かは、堀木訴訟においては25条を具体化する立法措置の司法判断適合性に関する判断基準であった。本判決では、上告審で付加された25条違反の主張への応答として、本件下級審でも遺族補償年金判決でも争われなかった憲法25条適合性が判断されている。ここで14条とセットでなされた判断においては、学生無年金訴訟（最二小判平19・9・28民集61巻6号2345頁）のような立法措置と区別とを分けた判断（国民年金法の強制適用から学生を除外した立法措置は「著しく合理性を欠く」とはいえず、「加入等に関する区別が何ら合理的理由のない不当な差別的取扱いである」ともいえない）が念頭に置かれているとみることも可能であろう。

三 性に基づく区別と審査基準の厳格度

では、支給要件に関する区別について堀木訴訟になった、合理的理由の有無という基準は本件規定の憲法 14 条適合性の審査に適合的であろうか。学説は、性に基づく区別をいわゆる「疑わしい区別」として審査密度を高める立場をとるが、その理由は、この区別が平等において「権利義務等の分配のレベル」にとどまらず、「地位のレベル」にかかわる深刻な問題であり、「社会的地位の格下げ、スティグマの押し付けという深甚な害悪を及ぼす」⁵⁾ところに存する。こうした害悪が、社会保障立法によって生じることはないと言い切れまい。本件との関係ではとくに、一見するとこれまで歴史的に一方の性の者（主として女性）が被ってきた経済的困難・不利益を是正ないし補償する目的のように見える社会保障給付が、実は古典的な性別役割分担を前提としている可能性がある場合には、裁判所はそうした前提がとられているか否かを慎重に吟味しうるとする見解が注目に値しよう⁶⁾。この前提に立つ社会保障制度は、本来それが目的として支援すべき個人の自律ないし主体性を考慮しない、あるいは自律的・主体的生の選択・展開を妨げるものに転化してしまう⁷⁾。社会保障制度が自らの目的にも背くという問題を抱え込む状況は回避されるべきであろう。遺族補償年金判決及びその下級審判決をめぐっても、性別を直接の基準として支給要件が区別される場合には、堀木訴訟を先例としない審査のあり方、あるいは厳格ないし慎重な審査が支持されている⁸⁾。また、最高裁が性に基づく区別について必ずしも厳密に審査を行ってはいなくとも、私人間適用が問題になる場面では厳しく審査する姿勢をとり、個別意見ではより厳格な審査を求める見解が示されていることに鑑みて、「性に基づく区別が不合理なものと判断されるべきことは、わが国法秩序の『公序』となりつつある」とする理解⁹⁾も、密度の高い審査を支える根拠となろう。

四 合理性の具体的判断

もっとも本判決からは、最高裁が本件規定を性差別の問題と捉えていたか否かは明らかではない。そこで一審判決をみると、本件規定は「性別に着目したのではなく」、被保険者を失っても一般的には父子家庭の稼働能力に「大幅な喪失が生じないことに着目し、受給権者の範囲を定めたの

であり、これには合理的な理由がある」とされていた。本件における区別が母子家庭と父子家庭との違いに着目したものであったとしても、その違いは結局のところ女性と男性の一般的な稼働能力における違い（に関する認識）に由来するというほかなく、本件規定における区別は、配偶者間の性別に基づく区別に帰着しよう¹⁰⁾。また、本件は、妻にない年齢要件を夫に課す遺族補償年金とは異なり、夫と子からなる父子家庭を支給対象そのものから除外するものであり、区別の照準が性別により絞られているうえに¹¹⁾、区別による不利益の度合いもより大きいことを考慮すれば、裁判所が本件を性に基づく区別とみて審査を行う必要性は大きかったものと思われる¹²⁾。

稼働能力における一般的な男性の優位と女性の劣位を本件規定の合理性の根拠とする判断の背後には、社会保障の目的を「社会に現存するニーズに対する給付」とする見方¹³⁾があるように思われる。確かに、社会保障はニーズを生じさせる原因の解決まで担うものではないとの考え方もありえよう¹⁴⁾。だとしても、金銭に対する世帯のニーズを所得ではなく性を指標として判定する本件規定が、ステレオタイプの性別役割分担意識に基づくものではないと言い切れず、しかも本件規定による給付を通じたニーズの充足が性別役割分担を固定化するとすれば、本件における区別を正当化しうるかどうかには疑問がある。この点、遺族補償年金における区別は男性は自活可能、女性是不可能との国家の認識を示し、性別役割分担意識を権威づけ助長しうる差別的メッセージの発信と解しうることから、この区別を維持する「相当の理由」が認められない限り「立法当初」から憲法 14 条 1 項に反していたとする見方は、基本的に本件にも妥当すると思われる。この論者によれば、社会保障の特徴としての「大量かつ定型的処理」という技術的要請も、女性に対するアフーマティブ・アクションとしての区別の理解も、区別を維持する「相当の理由」にはならない¹⁵⁾。さらに本件規定により、被保険者であるにもかかわらず妻が夫と子に遺族基礎年金を残せないことは、妻が遺族により少ない保護しか与えられない点で妻を劣位に置く差別を構成するようにも思われる¹⁶⁾。

五 立法事実の変化

一審判決は立法事実の変化をいう原告の主張につき、近時の男性ないし夫を不利に扱っていた諸法律の改正はそれ自体が立法裁量の範囲における改正であるとし、また、従前の日本社会での世帯における男性稼働の中心性が本件不支給決定当時にも残っているとして、本件規定に合理性を認めた。本判決はこの論点に触れていないが、改正に至るまでの国会の議論において、本件規定につきその差別性を含め疑義は呈されても擁護論はみられなかったことを考えると¹⁷⁾、その改正は「社会の変容に応じた立法政策上の裁量」の範囲（本件一審判決）というより、むしろ立法府自らによる本件規定の合理性の実質的な否定に基づくように見える。そうすると本件規定の改正後に位置する本件不支給処分時においては、本件規定の合理性を司法部が正面から認めづらい状況もあったように思われる。遺族補償年金判決と本件判決の処分時点はそれぞれ2011（平成23）年と2014（平成26）年であり、前者における区別を肯定する根拠となった「妻の置かれている社会的状況」がその3年間で現実に大きく変化したわけではないとしても、本件規定については立法府で問題性が認識されたことが、処分時における合理性判断を行うか否かについての最高裁の判示に違いを生んだ可能性はあるだろう。一で述べたような遺族給付に残存する性別役割分担意識の固定化につながる区別には、早期の立法的対応が求められるところであるが¹⁸⁾、本件規定の改正時から相当の期間が経過してもなお改正等がなされない場合に違憲判断が示される可能性は、本判決によっても排除されないと思われる¹⁹⁾。

●——注

- 1) 詳細は菊池馨実「遺族年金制度の課題と展望」社会保障研究1巻2号（2016年）355～356頁を参照。
- 2) 外貌の障害の評価における男女差を違憲とした京都地判平22・5・27判時2093号72頁を受けたもの。
- 3) 菊池・前掲注1）363頁に抜粋が掲載されている。
- 4) 倉田原志「判批」判評714号（2018年）4頁。
- 5) 安西文雄＝巻美矢紀＝穴戸常寿「憲法学読本〔第3版〕」（有斐閣、2018年）107頁〔安西執筆〕。
- 6) 尾形健「判批」社会保障法研究6号（2016年）181頁。
- 7) 尾形健『福祉国家と憲法構造』（有斐閣、2011年）第5章を参照。
- 8) 笠木映里「判批」ジュリ1486号（2016年）105～106頁、佐々木くみ「判批」平成27年度重判解（2016年）17頁、尾形・前掲注6）181頁、濱口晶子「判批」法セ751号（2017

- 年）116頁、浅野博宣「判批」平成28年度重判解（2018年）15頁、倉田・前掲注4）150頁。なお、稲森公嘉「判批」論ジュリ22号（2017年）184頁も参照。
- 9) 尾形・前掲注6）179～180頁。そこでは日産自動車事件（最三小判昭56・3・24民集35巻2号300頁）、男子孫入会権事件（最二小判平18・3・17民集60巻3号773頁）、サラリーマン税金訴訟（最大判昭60・3・27民集39巻2号247頁）における伊藤正己裁判官の補足意見が挙げられている。
- 10) 松本和彦「社会保障立法の平等をめぐる事例分析」法セ772号（2019年）68～69頁は、平等原則違反の推定が動揺する要因を、一連の合憲判決における性差別の視点の消失ないし希薄化にみる。
- 11) 松本和彦「判批」法教462号（2019年）151頁参照。
- 12) 社会保障制度が家族のあり方や個人の生き方に重要な影響を及ぼす（笠木映里「憲法と社会保障法」法時87巻11号（2015年）137頁）とすれば、憲法24条2項にいう「家族に関するその他の事項」に一定範囲の社会保障が含まれると解する余地はあるように思われ、そう捉えれば社会保障にかかる立法裁量も「個人の尊重と両性の本質的平等」によって拘束されることになろう。こうした理解は同条同項が婚姻・家族制度に関する立法裁量を「個人の尊重と両性の本質的平等」によって枠づける規定とみることが前提である（高橋和之『体系憲法訴訟』（岩波書店、2017年）308頁注154参照）。
- 13) 笠木・前掲注12）137頁。
- 14) 同上。
- 15) 以上、嵩さやか「判批」判評671号（2015年）4頁。遺族補償年金判決が区別をアファーマティブ・アクションとして理解した可能性を指摘するものとして浅野・前掲注8）15頁、平部康子「判批」法時91巻2号（2019年）136頁。男性への不支給がアファーマティブ・アクションにならないことについては嶋崎健太郎「遺族補償年金格差の合憲性」小山剛＝畑尻剛＝土屋武編『判例から考える憲法』（法学書院、2014年）214頁。
- 16) 遺族補償年金について同様の見方をとるものとして西和江「判批」季労246号（2014年）118頁、倉田・前掲注4）151頁、濱口・前掲注8）116頁など。
- 17) 本件規定改正の端緒は平成23年9月29日の参議院予算委員会会議録3号を、本件規定改正にかかる国会での議論は平成24年の衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会会議録7号、11号、21号を参照。
- 18) この点、近年のライフスタイルや家族形態の多様化を前提に、社会保障制度は性中立的な仕組みに改められる方向性が望ましいとする指摘（菊池馨実『社会保障法〔第2版〕』（有斐閣、2018年）201頁）が重要である。
- 19) 松本和彦「判批」法教442号（2017年）124頁は判例変更の可能性を指摘する。倉田・前掲注4）151頁及び松本・前掲注10）71頁も参照。